



# 社会保険労務士法人国際労務パートナーズ 事務所だより

2022年7月号

蒸し暑いが続いていますが、みなさま、いかがお過ごしですか。

「事務所だより7月号」をお届けします。

日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

## この号の内容

- 1 家族を健康保険の扶養にするには
- 2 働きながら年金をもらうには（在職老齢年金の仕組み）
- 3 賞与の社会保険料
- 4 当事務所から

## 家族を健康保険の扶養にするには

健康保険では被保険者だけでなく、その人に扶養されている家族（原則 **75 歳未満**）も条件を満たせば被扶養者として加入することができます。

次の1および2の両条件に当てはまる必要があります。

### 1. 被保険者の3親等内の親族であること

(a) 被保険者と同居（同一世帯）でなくてもよい人

- ①配偶者（内縁関係含む）、②子、孫、③兄弟姉妹  
④被保険者の直系尊属（父母、祖父母など）

(b) 被保険者と同居（同一世帯）が条件の人

- ①上記（aの①～④）以外の3親等内の親族  
②事実婚の配偶者の父母および子  
③上記②の内縁の配偶者死亡後の父母および子

### 2. 主として被保険者により生計を維持されていること

(a) 被保険者と同居（同一世帯）の場合

扶養家族の年収が130万円未満（扶養家族が60歳以上または障がい者の場合は年収180万円未満）で、**かつ**、被保険者の年収の**2分の1未満**であれば認定。

(b) 被保険者と同居（同一世帯）でない場合

扶養家族の年収が130万円未満（扶養家族が60歳以上または障がい者の場合は年収180万円未満）で、**かつ**、被保険者からの**仕送額より少なければ**認定。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha1/20141202.html>

## 働きながら年金をもらうには（在職老齢年金の仕組み）

60歳以降も働き続ける方が増えていますが、厚生年金保険の適用事業所に勤務している70歳未満の方は、年金を受けていても厚生年金保険に加入しなければならないことになっています。

（ただし、一定の勤務時間に満たない短時間労働者などは加入対象者から除かれます）  
働きながら年金を受けると年金額の一部又は全部が支給停止されることがあることをご存知でしょうか。

例えば、60歳以上65歳未満のケースでは

「①毎月の賃金（標準報酬月額）+②直近1年間の賞与（標準賞与額）を12で割った額+③基本月額（特別支給の老齢厚生年金を12で割った額）」が47万円以下であれば年金額の支給停止はありませんが、47万円を超えると徐々に年金額が支給停止されていきます。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK39.pdf>

## 賞与の社会保険料

夏や冬に賞与（ボーナス）を支給する会社が多い時期ですが、賞与（年に3回以下の支給の場合）にも社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）がかかることをご存じでしょうか。

会社は賞与を支払った日から**5日以内**に「被保険者賞与支払届」を年金事務所へ届出をすることとなっています。また、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出ください。

賞与を支給する都度届出をし、社会保険料を納付しますが、賞与の厚生年金保険料は将来の年金額にも影響しますので大切な手続きです。忘れずに手続きしましょう。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20141203.html>

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2021/202103/20210304.html>

## 当事務所から



事務所日より7月号はいかがでしょうか。

梅雨のような雨が続きたり、蒸し暑い日が続きますが、熱中症などに気をつけてお過ごしください。

ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。



International HR Partners

社会保険労務士法人 国際労務パートナーズ

〒107-052 東京都港区赤坂7-5-6-408

tel:03-5544-8538 fax:03-5544-8539